

緑の分権改革通信

地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会へ

2011. 11.25 vol. 10

各都道府県知事、各市町村長の皆様へ

- 平成23年度第3次補正予算に盛り込まれた、被災地において推進する「緑の分権改革」調査事業（被災地復興モデル実証調査）の提案募集を開始しました（1月12日（木）必着。募集要領を添付しています。）。

東日本大震災により被災された地方公共団体の皆様におかれては、自立的な地域の再生と被災地の復興につながるような、それぞれの地域資源を活かした実証的な取組について、積極的な御提案をお待ちしております。

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室
〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2

E-mail : chisei@soumu.go.jp

Tel. : 03-5253-5523

Fax : 03-5253-5587

「緑の分権改革」調査事業（被災地復興モデル実証調査）募集要領

平成 23 年 11 月 24 日

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

1. 趣旨

地域においては、少子高齢化・人口減少社会が到来する中であって、厳しい財政制約の下で、地域主権の確立、低炭素型社会への転換等の改革の推進を図ることが求められている。地域主権型社会を構築するためには、行財政制度のみならず、エネルギーや食料の供給構造をはじめとした個々人の生活や地域の経済等における分散自立等を目指す必要がある。

そのため、それぞれの地域が、豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産の価値等を把握し最大限活用する仕組みを地方公共団体と市民、NPO 等の協働・連携により創り上げていくことによって、地域の活性化、絆の再生を図ることにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を分散自立・地産地消・低炭素型に転換し、「地域の自給力と創富力（富を生み出す力）を高める地域主権型社会」の構築を目指す「緑の分権改革」を推進している。

東日本大震災の発生後、地域の自然環境により生み出される風力、太陽光などの再生可能エネルギーを活用する必要性が高まっているが、地域の視点に立てば、これを真に自立的な地域づくりにつなげていくための仕掛けづくりが重要である。このような観点から、被災地の復興に向け、住民参画やエネルギーの地産地消の促進などにより地域の自給力と創富力を高めていく「緑の分権改革」を被災地において推進するため、平成 23 年度第 3 次補正予算事業として、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行うこととしたところである。当該事業により取りまとめる復興モデルが被災地において展開され、多くの被災地域において、地域が主体となった「緑の分権改革」の取組が実施されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげていく。

2. 応募団体

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項（平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号）に規定する特定被災地方公共団体。（以下「特定被災地方公共団体」という。）

なお、複数の特定被災地方公共団体が連携して事業を実施する（特定被災地方公共団体以外が連携の相手先となる場合も含む）など、多様な事業の形態や応募の方法等について、被災地の実情等にかんがみ、幅広く相談に応じることを考えているので、必要な場合は、8 の問い合わせ先までご連絡いただきたいこと。

3. 募集する提案

(1) 委託事業の内容

本事業は、「緑の分権改革」による被災地復興モデルとなりうるような先行的・総合的な取組を行おうとする地方公共団体を募集し、取組を実施・発展させていく上での実態的、制度的な課題・解決方策の抽出、検証、提言等を行うものとする。

モデルとなる取組を具体的に実施して、実証的な調査を行うものとし、取組の内容については、住民参画、地域資源の活用・事業化及び域内循環を高める仕掛けづくりにより、「緑の分権改革」による被災地の復興に資するようなものであることが期待される。（「緑の分権改革」のモデルについては、別紙「改革のモデル例」参照）。

なお、「緑の分権改革」推進会議等において、調査の成果をもとに課題の抽出を図り、対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい被災地復興モデルをとりまとめて地方公共団体に示すこととしている。

(2) 委託金額

1 団体あたりの事業額は 5,000 万円以内を目途とする。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではなく、選定基準に照らし、「緑の分権改革」による被災地の復興として必要と認められる額とする。また、事業の実施に係る経費は、事業実施後に納入された報告書を検査した後、精算払いする。

(3) 委託事業の対象となる経費

委託事業の対象となる経費は、提案のあった取組の実施に要する経費であって、国からの調査委託費として措置することができるものとして、以下の表に掲げる費目に限る。

なお、地方公共団体の職員の人件費、施設整備費、営利のみを目的とした取組に係る経費、提案団体の通常の運営経費、提案のあった取組の実施に直接に必要な経費以外の経費、委託期間に実施されない取組に係る経費、国等により別途、補助金、委託費等が支給されている取組に係る経費は対象としない。

項目	説明	具体例
システム関係経費	委託事業で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム ・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
リース・レンタル料	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・太陽光パネル ・計測機器 ・車両借上
設置工事費	機械装置等の設置に係る労務費等に要する経費	
保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費	
会議費	委託事業の遂行に必要な情報、意見等の交換、検討のための会議の開催に要する経費	・委員等謝金 ・委員等旅費 ・会議室借上費 ・雑費（会議の茶菓、弁当等（アルコール類は除く。）に係る経費） ・資料作成費（会議の資料作成に係る印刷

		・製本費等の経費)
消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費 ※消耗品とは、取得価格が10万円未満(消費税込)または使用可能期間(耐用年数)が1年未満のものをいう。	・事務用品(委託事業にのみ特化して使用するもの)
通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
調査費	委託事業に係る調査・検討に要する経費	・報償費 ・燃料費
報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
ソフトウェア使用料	委託事業に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
その他経費	以上の各経費のほか、委託事業を実施するために特に必要と認められる経費	

(4) 委託事業の実施地域

特定被災地方公共団体の区域。なお、事業の実施主体が特定被災地方公共団体である都道府県の場合は、当該都道府県内の特定被災地方公共団体に指定されている市町村の区域とする。

(5) 実施期間

本事業として実施する取組の期間は、委託契約の日から総務省が別に定める日までとする。

(6) 実施体制

提案に基づく事業の受託者は、委託契約の全部または事業内容の決定、事業運営方針の決定、進行管理等、本事業の根幹に係る業務を一括して委託し、または請け負わせてはならないこととする。

ただし、委託し、または請け負わせることが合理的と認められる業務については事業の一部を委託し、または請け負わせることができる。この場合、受託者は、当該主体の名称等(住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額)について事前に総務省に通知し、再委託の承認を受けることとし、また、当該主体の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

また、次の場合は承認を受けることを要しない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的で以下に示す軽微な委託及びこれに準ずると認められる再委託で契約金額の5分の1を超えない場合
 - ・ 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - ・ 調査研究報告書等の外注印刷等の類
 - ・ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類
 - ・ 納入成果物に係る各種品質、性能試験等の外注の類

ただし、総務省の承認に際しては、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査する。なお、あらかじめ

め再委託することを明示し、再委託先、実施体制、役割分担を届け出ていた場合は、その範囲内で報告により再委託を行うことができる。

(7) 選定方法

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(8) 選定基準

選定に当たっては、①取組への住民参画、②地域資源の有効活用、③域内循環又は域外との交流の促進、④モデル性、⑤事業化可能性 を考慮し、総合的に評価を行う。

なお、事業実施地域の被害の状況等も考慮に入れることとしていること。

(9) 提案内容の確認・修正

選定は提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、または、応募内容について実現可能性や実効性を確認するためヒアリング等を実施することがある。

また、委託先候補の決定後、必要に応じて、契約締結時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、総務省は委託先候補に提案内容について修正等の依頼を行うことがある。

4. 提案書類

応募に際しては、次の様式に具体的かつ簡潔・明瞭に記入の上、提出すること。

- ①様式1 (Word形式)：提案書 (表紙、提案団体の概要)
- ②様式2 (Word形式)：事業概要
- ③様式3 (Excel形式)：概算見積額の内訳
- ④補足資料 (様式自由)：提案を補足する資料があれば、添付することができる。

5. 提出期限・提出方法

(提出期限)

提案書類は、平成24年1月12日(木)午後5時までに提出すること。

(提出方法)

提出書類は、総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室宛に郵送するとともに、あわせて電子ファイルをメールにて提出すること。(住所・メールアドレスは8を参照。)

提出期限までに提案事業の根幹にかかわる変更があった場合は、直ちに8の問い合わせ先に連絡をするとともに、変更後の提案書類を提出すること。

6. 応募後の手続とスケジュール

本事業のスケジュールは、おおむね以下のとおり想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

(ヒアリングの実施)

募集期間終了後に、提案内容について、実現可能性や実効性等を確認するため、必要に応

じて電話等によりヒアリングを実施することがある。

(選定)

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室において、外部の有識者等を交えた評価を行い、提案を順位付けした上で選定する。

(契約締結)

選定された提案の応募者（委託先候補）との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

(報告等)

契約終了日までに報告書の納入を行うこと。具体的には「7. 納入成果物」を参照のこと。なお、必要な場合に報告を求めることがあるが、その際は、別途様式を示すものとする。

また、総務省において設置している「緑の分権改革」調査事業フォローアップ委員会に対する状況説明や同委員会の委員と総務省職員が事業のアドバイスを行う現地訪問等に協力を求める場合があることをご留意いただきたい。

7. 納入成果物

(1) 調査報告書等

本調査の成果物を以下のとおり作成することとする。

① 報告書及び概要版 各1部

報告書については、事業内容、調査により得られたデータ、目標の達成状況、収支報告、今後の事業展開を含むこととする。

②上記①の報告書等を電子化したもの（CD-ROM 又は DVD） 1枚

③作業上作成した資料 1部

④上記③の資料を電子化したもの（CD-ROM 又は DVD） 1枚

(2) 納入先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

(3) 納入期限

契約終了日まで

8. 問い合わせ・提出先

総務省地域力創造グループ緑の分権改革推進室

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

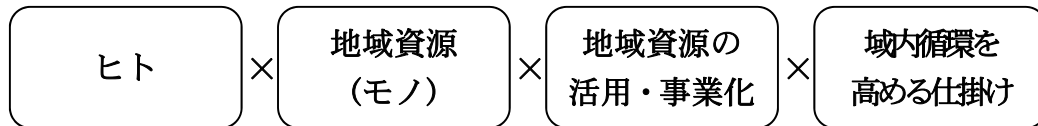
電話番号：03-5253-5523

メー ル：chisei@soumu.go.jp

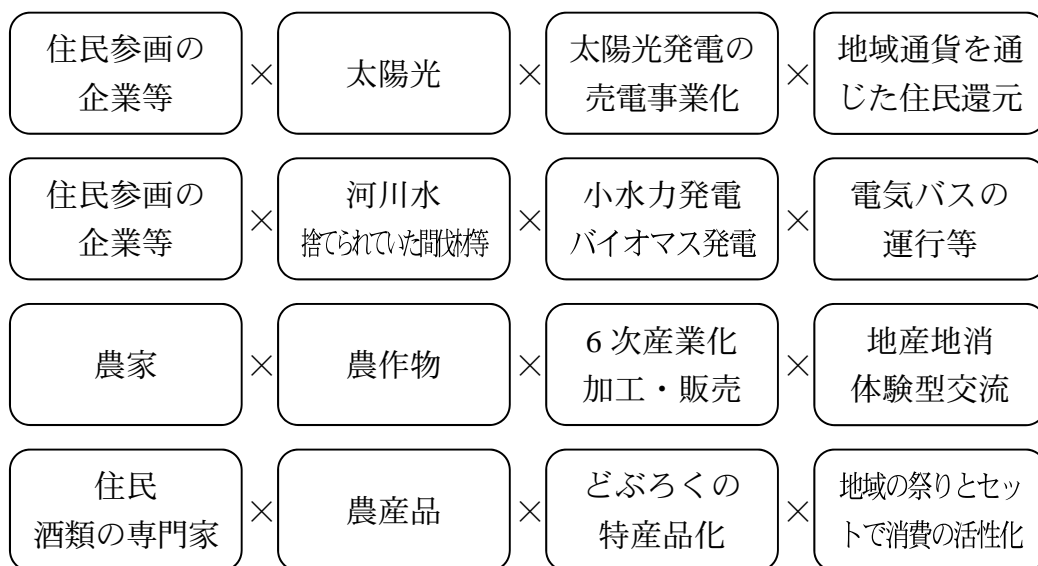
改革のモデル例

1 域内循環促進モデル

地域資源の活用・事業化を図るとともに、住民の域内消費行動の活発化など、域内循環を高める仕掛けが組み合わされたモデル

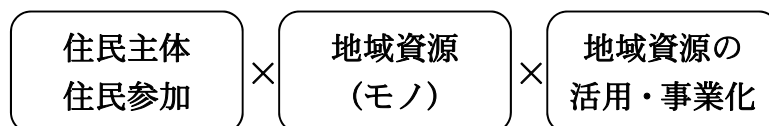


(例)

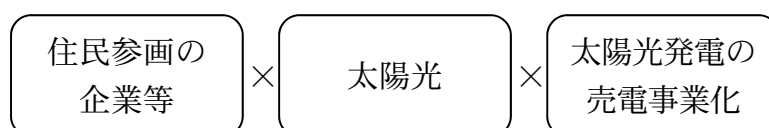


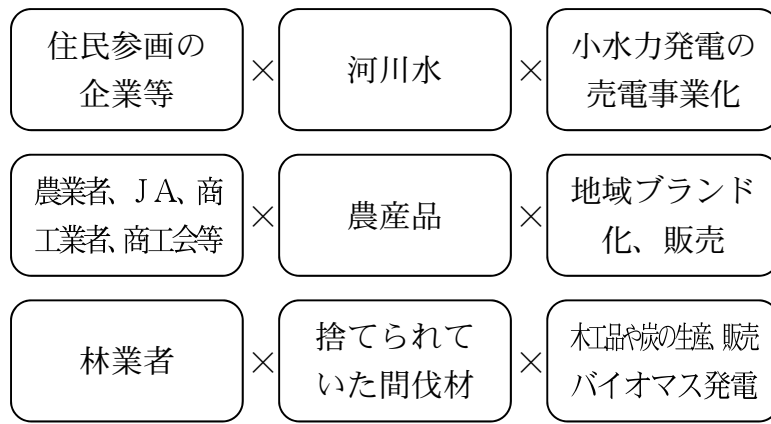
2 資源再発見モデル

住民が事業主体となったり、参加し、埋もれていた地域資源を発掘することにより、その収益の地域還元が図られているモデル



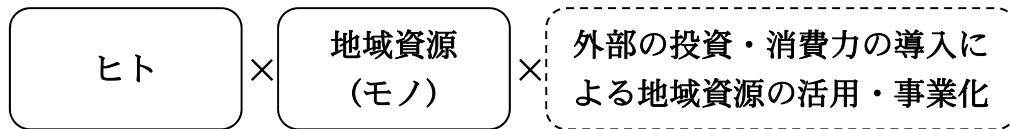
(例)



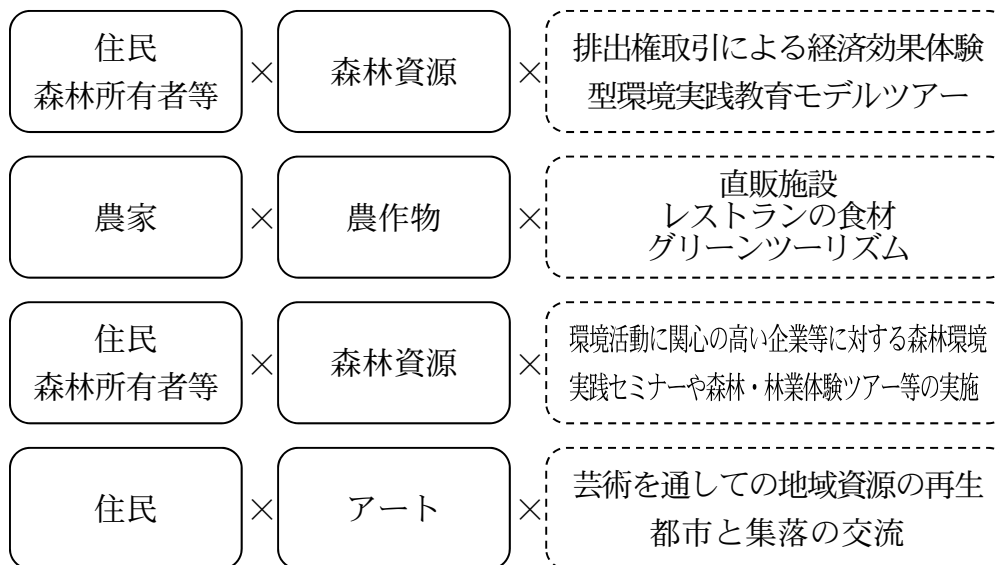


3 交流促進モデル

域外との交流を促進し、外部の投資力や消費力の活用が図られているモデル



(例)



(様式 1)

(文 書 番 号)

〇〇年〇〇月〇〇日

総務省地域力創造グループ

緑の分権改革推進室長 殿

(地方公共団体の名称)

(代表者の職) (代表者の氏名) 印

「緑の分権改革」調査事業（被災地復興モデル実証調査）
の募集に係る提案書の提出について

「緑の分権改革」調査事業（被災地復興モデル実証調査）の募集に係る提案に
ついて、別添のとおり提出します。

提案書

提案者

団体名	
団体住所	
団体人口※	
団体責任者の職・氏名	

※ 平成 23 年 10 月 31 日現在の住民基本台帳に基づく人口をご記入ください。

連絡先

担当者の所属	
担当者の職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
電子メールアドレス	

団体名

※別紙「留意事項」に則り記載して下さい。

(概算見積額) x,xxx 万円

※必要に応じて、補足資料（様式任意）を添付してください。

取組の背景と実証調査の復興における位置付け

実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要

実証調査の概要

推進体制

改革モデルの実現によって期待される効果

1 総括的事項

(1) 可能な限り具体的に記載して下さい。従って以下の例で言えば、①ではなく②のように記載して下さい。

(参考例)

・住民

① 地域の人々 ⇨ ② 自治会、地元NPO、地元商工会、〇〇〇で構成される協議会等

・地域資源

① 農作物 ⇨ ② 野菜（人参・白菜等）等

(2) 「実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要」、「実証調査の概要」、「推進体制」、「被災地復興モデルの実現によって期待される効果」の記載にあっては、2(2)～(5)を参考に、2(2)ウ(イ)④の区分にあるようにモデルごとに区分し、記載して下さい。

2 個別事項

(1) 「取組の背景と実証調査の復興における位置付け」

取組の背景に加えて、応募団体の復興計画や復興の方針等における位置付けを記載して下さい。

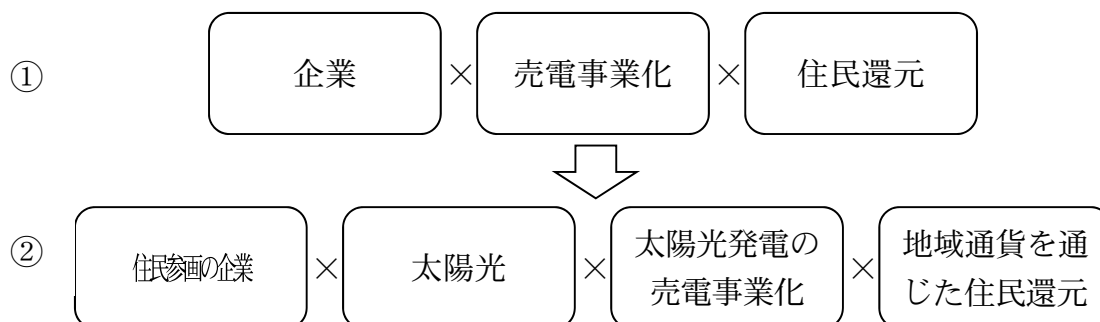
(2) 「実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要」

ア 募集要領別紙「改革のモデル例」を参考に分かりやすく記載して下さい。

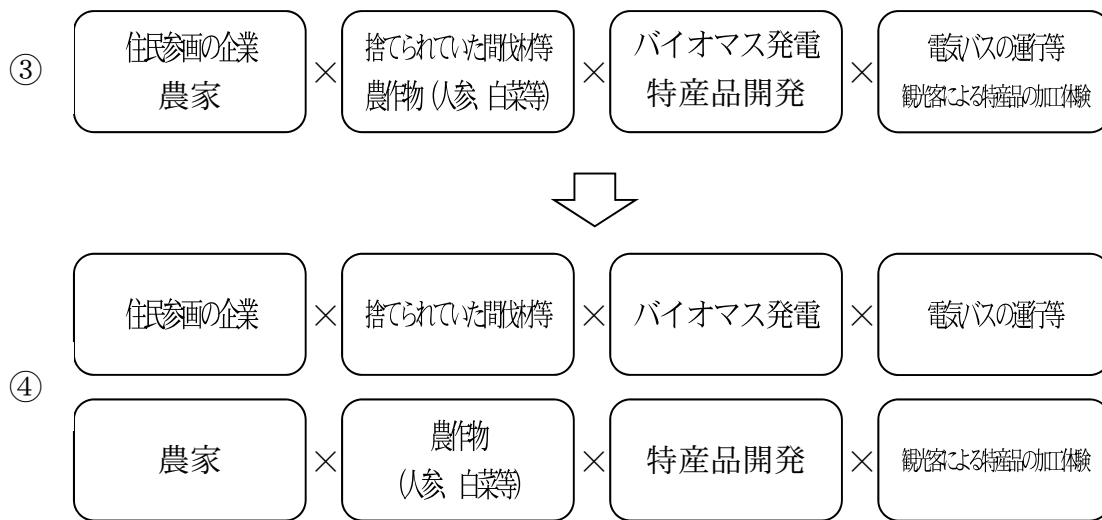
イ 事業の実施主体が明確になるように可能な限り具体的に記載して下さい。

ウ 以下の点に留意して下さい。

(ア) 住民参画、地域資源、域内循環または域外との交流の促進の内容を可能な限り具体的に記載して下さい。従って以下の例で言えば、①ではなく②のように記載して下さい。



(イ) 異なるモデルが混在する場合は分けて記載して下さい。従って以下の例で言えば、③ではなく④のように記載して下さい。よって④はモデルが2つとなります。



(3) 「実証調査の概要」

ア 実証調査とは、事業を実際に行い調査するものです。実証調査を伴わない賦存量調査、市場調査、アンケート調査等は実証調査の対象となりません。

(ア) 実証調査を伴わない調査例

- ・ 温泉水の温度・量・化学組成等の確認、噴気試験・地化学調査
- ・ 太陽光発電設備普及のための事業者の潜在意識調査

(イ) 実証調査を伴う調査例

- ・ 温泉排熱を利用したハウス栽培を実施し、温泉排熱の熱量調査、栽培した野菜の市場調査を実施。
- ・ 観光・飲食店、歴史文化資産、回遊ルート等の情報を発信するスマートフォン向けのソフトの作成し、観光客増加数の調査や利用者のアンケート調査を実施。

イ 事業の実施主体が明確になるように可能な限り具体的に記載して下さい。

ウ 「実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要」に記載していただくモデルごとに記載して下さい。

(4) 「推進体制」

ア 図などを適宜使用して、地方公共団体や住民、NPO等の実証調査における役割、本事業の実施主体（再委託をする場合は再委託先（見込み）を含む）、契約終了後に事業を継続する場合の実施主体（見込み）を分かりやすく記載して下さい。

イ 「実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要」に記載していただくモデルごとに可能な限り具体的に記載して下さい。

(5) 「被災地復興モデルの実現によって期待される効果」

「実証に取り組もうとする被災地復興モデルの概要」に記載していただくモデルごとに被災地復興にどのように結び付いていくのかを、可能な限り具体的に記載して下さい。

概算見積額

団体名	
-----	--

事業費合計 (千円)	
------------	--

(円)

区 分	算定根拠	計画額	備 考
システム関係経費			
・			
・			
リース・レンタル料			
・			
・			
設置工事費			
・			
・			
保守費			
・			
・			
会議費			
・			
・			
消耗品費			
・			
・			
運搬通信費			
・			
・			
調査費			
・			
・			
報告書作成費			
・			
・			
ソフトウェア使用料			
・			
・			
その他経費			
・			
・			
合 計			

※再委託の見積額が分かる場合は、該当区分に（再委託）と記載して下さい。